

別表 1(第2条、第3条及び第7条関係)

事業	経費の内容	補助率等	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 農地維持支払交付金	実施要綱別紙1により、県が市町村に対して支払う農地維持支払交付金に要する経費	当該事業費の75%以内		事業実施主体の変更
2 資源向上支払交付金	実施要綱別紙2により、県が市町村に対して支払う資源向上支払交付金に要する経費	当該事業費の75%以内		事業実施主体の変更
3 多面的機能支払推進交付金	(1)推進交付金交付等要綱第3第1項第1号の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、県が市町村に対し交付する補助金に要する経費 (2)推進交付金交付等要綱第3第1項第1号の規定に基づいて推進組織が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、県が推進組織に対し交付する補助金に要する経費	定額		事業実施主体の変更

別表2(第2条関係)

1 多面的機能支払交付金			
(1)農地維持支払交付金	地目	①国の助成による農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	②国の助成と一体的に県及び市町村が交付する補助金を加えた農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価
	田	1,050円以内	2,100円以内
	畑	690円以内	1,380円以内
	草地	90円以内	180円以内
(2)資源向上支払交付金			
ア 地域資源の質的向上を図る共同活動(以下「資源向上活動(共同)」という。)	地目	①国の助成による資源向上活動(共同)の実施に必要な交付金の10アール当たりの交付単価	②国の助成と一体的に県及び市町村が交付する補助金を加えた資源向上活動(共同)の実施に必要な補助金の10アール当たりの交付単価
	田	600円	1,200円
	畑	360円	720円
	草地	60円	120円
イ 施設の長寿命化のための活動(以下「資源向上活動(長寿命化)」という。)	地目	①資源向上活動(長寿命化)のための活動に対する国の10アール当たりの交付単価	②資源向上活動(長寿命化)のための活動に対する国の交付金と一体的に県及び市町村が交付する補助金を加えた補助金の10アール当たりの交付単価
	田	2,200円	4,400円
	畑	1,000円	2,000円
	草地	200円	400円
ウ 地域資源保全プランの策定		①地域資源保全プランの策定に対する国の1組織当たりの交付額	②地域資源保全プランの策定に対する国の交付金と一体的に県及び市町村が交付する補助金を加えた補助金の1組織当たりの交付額
		25万円	50万円
エ 組織の広域化・体制強化		①組織の広域化・体制強化に対する国の設立される1組織当たりの交付額	②組織の広域化・体制強化に対する国の交付金と一体的に県及び市町村が交付する補助金を加えた補助金の設立される1組織当たりの交付額
		20万円	40万円
2 多面的機能支払推進交付金	事業1(1)又は(2)が行われている市町村及び推進組織に対する交付額		
	定額		